

疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する 専門委員会の設置について

平成25年1月31日

1. 概要

疫学研究の適正な実施を目的として、平成14年に厚生労働省と共同で策定した「疫学研究に関する倫理指針」について、平成19年に全部改正が行われた（同年11月施行）。指針では、必要に応じ、又は施行後5年を目途として見直しを行う旨規定されており、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に「疫学研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会」を設置し、見直しに向けた検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 指針の見直しについて
- (2) その他

3. 委員構成

研究者、医療関係者、人文・社会科学分野等の有識者から構成する。

委員については、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第3条第2項に基づき、部会長が指名する。

4. 会議及び会議資料の公開

専門委員会の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、専門委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を調査審議する場合は、非公開とする。

5. 議事録の公開

専門委員会においては、原則として会議の議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。ただし、4. のただし書きの場合には、議事概要を公開する。

6. その他

厚生労働省と連携を図りつつ、検討を行うものとする。